議会運営委員会 行政視察報告書

【視 察 日】　令和８年７月１５日（水）～１６日（木）
【視察委員】　植田裕明委員長、寺田亜記子委員、大石心平委員、八木勝委員、
遠藤久仁雄委員、山本信行委員、多田晃委員、神戸好伸議長
【視 察 先】　愛知県尾張旭市・岡山県岡山市

≪７月１５日（水）　愛知県尾張旭市≫



市の概要：名古屋市に隣接し交通の便が良く、日常生活に必要な施設が立ち並ぶ住みやすいベッドタウン。市の面積の約６分の１を森林公園が占め、豊かな自然を日常的に感じられるまち。人口は 83,641 人(R8.7.31 現在)、面積は 21.03 ㎢
調査事項：効果的な議会運営について（議会運営、議員間討議、政策立案等の実施、議会意見交換会、議会報告会、委員会中継など）

①取組の経緯・内容

同市議会では議会運営上の慣例やルールを議員と事務局の共通認識の「申し合わせ事項」として明文化し、厳守することを基本としている。議員間討議は質疑終了後、採決前に委員長が討議を希望する委員がいるかを確認し、議案の論点を明確にした上で行っている。政策立案については、『尾張旭市議会政策立案等の実施に関する基本指針』を制定、令和６年 10 月から施行した。特徴としては、委員会や会派の枠にとらわれず、希望する議員が集まって政策立案を行い、提言書のたたき台を作成し、所管委員会へ提出、内容を協議した上で市へ提言書として提出している。議会報告会・意見交換会は、広報広聴委員会が中心となり、議員が主体的に取り組み、事務局は会場予約等の手配のみ。学校部活動やリチウム電池の捨て方など、身近なテーマに絞って意見交換を行っていた。委員会中継については、開かれた議会・ICT 化の推進に向け、令和６年から一部委員会でインターネット配信を開始、常任委員会及び議会運営委員会での議案等の審査を配信している。ノート PC 付属のカメラを用いて YouTube の公式チャンネルで配信。導入費用は０円。ライブ配信後、不要な部分を職員がトリミングし、１週間程度でアーカイブ配信も行っている。

②今後の課題

『議会基本条例』に「条例の目的達成がされているかを検討する」と規定しており、これに基づき令和５年度の改選時に初めて検証を実施。議員間・会派間で共通認識ができておらずとりまとめに苦労した経緯があり、次回実施に向け、評価基準や考え方を議員間・会派間で共通認識をもつ必要があるとともに、改選後に評価・検証を行うことが適切かどうかの検討も必要と捉えている。

③本市に反映できると思われる点

議会運営上の慣例やルールを明文化することで、議員の受け取り方の差異も減り、新人議員にもわかりやすくなると考える。議会基本条例の評価も「評価シート方式」で早期に取り入れ可能と感じた。委員会のインターネット配信については、本市での懸案事項でもあるため、委員会等を設置し、検討に向けた協議に取り組むべきと考える。

≪７月１６日（木）　岡山県岡山市≫



市の概要：岡山市は２つの川が瀬戸内海にそそぐ岡山平野に位置し、温暖な瀬戸内海特有の風土により、春秋は快晴の日が多く、降水量１ミリ未満の年間日数が県庁所在地で第１位の「晴れの国おかやま」。近畿と九州を結ぶ東西軸と山陰と四国を結ぶ南北軸の結節点に位置し、鉄道・道路・空路などの交通網が集中する中枢拠点都市。人口は691,319 人(R8.6.30 現在)、面積は 5,380 ㎢。

調査事項：議員発議によるカスタマーハラスメント防止条例について

① 取組の経緯・内容

令和７年５月に『誰もがくらしやすい社会調査特別委員会』を設置し条例制定に向けた調査を開始。市民のカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」）の実態把握を目的としWeb アンケートを実施したところ、総回答数 1,786 人のうち、過去５年間にカスハラを受けたことがある人の割合は 58%、カスハラを社会における重大な問題と思う人の割合は95%に及び、条例を制定すべきと考える人の割合は 86%に及んだ。この結果に基づき、調査特別委員会として計 10 回の委員会を開催して議論し、令和８年２月定例月議会に議案を上程し最終日に議決、令和８年４月１日より施行した。条例の特徴として、カスハラを明確に禁止(第４条)、カスハラに該当する行為を具体的に例示（第２条第２項各号)、カスハラの対象者の就業者に個人事業主、フリーランス、ボランティアに従事する人などを含めて定義（第２条第１項第３号)、「岡山市カスハラ撲滅月間（12 月)」を設定（第１３条）している。罰則規定は設けておらず、今後必要に応じて設けていく予定。

アンケート実施に当たっては、条例の完成形をイメージした上で、議論が必要となりそうなものを中心に 46 項目を作成して実施しており、46 と多い項目のアンケートに約1,800 件の回答は多かったと感じているとのことであった。

条例制定後、働く現場からは好意的な声をいただくとともに、県や労働局にも注目されている。執行部における条例所管課は、産業観光局商工部創業支援・雇用推進課となっており、今後、条例の普及啓発に向け、事業者向けのセミナー開催を予定しているほか、動画作成も検討している。

② 今後の課題

条例制定だけで直ちに被害が減少するものではなく、事業者や市民への継続的な周知と現場で活用できる対応方針、相談体制、実効性のある研修等の充実・継続的な実施が必要である。また、カスハラに対する市民の課題意識や被害状況などを今後も議会と行政がアンテナ高く把握をし、必要があれば罰則規制の検討をしていくべきと考える。

③ 本市に反映できると思われる点

岡山での事例は、条例制定ということ以上に、議会が主体となって社会課題を調査し、市民や事業者、関係団体の声を集約したうえで、地域にあった制度を設計していくことが重要と思われる。本市においても、条例化を見据えた上で、市民・事業者等の声を聴き、議論を深める必要があると考える。